

# 認定こども園 深沢ガーデン 一時保育事業のご案内

## ◆一時保育事業とは…

保育園に入っただけなかったお子さんのうち、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病などによる緊急かつ短時間の保育及び保護者の育児に伴う心理的、肉体負担を解消するため家庭で保育が困難となった、就学前のお子さんを保育園でお預かりする事業です。

## ■事業内容及び利用期間■

### ◇非定型保育サービス事業

- 保護者の労働、職業訓練及び就学などにより、断続的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育サービス事業。

### ◇緊急保育サービス事業

- 保護者の傷病、火災、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により緊急かつ短期的に保育が困難となる児童に対する保育サービス。
- 利用を継続する理由が存する期間とする。但し、原則として月～金曜日の5日まで1ヶ月以内とする。

### ◇私的理由による保育サービス事業（リフレッシュ保育）

- 保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するため、保育を必要とする児童に対する保育サービス事業。

## ■利用できる期間■ 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

- 最大週5日まで、但し園の予約状況により日数を変更、制限することもあります。
- 入室は午前9時からです。

## ■利用対象児童■ 児童福祉法第24条の規定による措置の対象とならない、生後3ヶ月以上就学前までの児童。

※利用人数に制限がありますので、一時お待ちいただく場合あるいはお断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## ■利用料金■ ※年齢は利用日時点の満年齢になります。

この保育サービスを受けようとされている保護者の方は、次の利用料金をその都度、納付してください。

半日（9：00～13：00）※給食含む		1日（9：00～17：00）※給食・おやつ含む	
0歳	2,300円	0歳	3,700円
1・2歳	2,000円	1・2歳	3,200円
3～5歳	1,800円	3～5歳	2,700円

※時間外（半日4時間以上、1日8時間以上）は30分500円の延長料金がかかります。

基本は上記時間区分のみの利用となります。時間外は交通状況等のやむを得ない事情の場合のみです。

※保育サービスはお子さまの負担を考え、原則8時間を超えてのお預かりはできません。

※食物アレルギーのある方は、給食の提供ができない場合がありますのでご相談ください。

※離乳食のお子さまは登録時から変更があれば予約時にお伝えください。

※遠足など行事のある時や年末年始は給食室のメンテナンス及び清掃の為、お弁当日のご協力をお願いします。

この日に予約される方はお弁当（1日利用の場合は、15時のおやつと飲み物も一緒に）の持参をお願いいたします。利用料金は通常料金より400円差引きさせていただきます。

日程については予約時にお問い合わせください。

但し、行事の当たる日は、別途実費をいただく場合があります。

◆車でお越しの方は、所定の駐車場があります。別途手続きもございますので必ずお申し出ください。

## ■利用方法■

- ◇一時預かり登録届出書・保育利用申請書は、必要事項を記入の上、園に提出してください。
- ◇利用にあたって、緊急をやむを得ない場合を除き、事前に医師の健康診断書が必要な場合があります。
- ◇一時保育申請書を提出のときは、申請理由により次の証明書類を添付して頂く場合があります。
- ◇登録時は母子健康手帳、健康保険証もご持参ください。

《申請理由》	《証明書類》	《申請理由》	《証明書類》
就労	就労証明書(時間・条件等分かるもの)	看護・介護	看護等を必要とする医師の証明書
就職訓練	就労証明書・学生証など	冠婚葬祭	案内通知・会葬礼状など
就学	就労証明書・学生証など	心理・肉体的	申立書
傷病	医師の診断書	負担解消	
災害・介護	罹災証明書など	※その他・保護者のリフレッシュなどの場合は 必要に応じて認められる書類	
出産	母子手帳の写し		

## ■利用料の無償化について■

- ◇認定こども園 深沢ガーデンは、無償化の対象として「確認」を受けた施設です。
- ◇無償化制度や対象範囲等については別紙をご確認ください。(すべての方が対象ではありません)
- ◇利用料に含まれている給食費 400 円は無償化の対象外の為、実費負担となります。
- ◇利用料の支払いは今まで通り利用の都度お支払いいただきます。利用者から市へ還付請求したのち償還払い(利用料の還付)となります。手続き等に関しては市へお問い合わせください。
- ◇認定申請の手続きが完了し、「認定通知書」が発行された方は必ず利用申し込み時に提示してください。

## ■利用時に必要な持ち物■

乳児(0歳・1歳・2歳児)	幼児(3歳・4歳・5歳児)
○哺乳瓶(必要児のみ)	○着替え
○着替え 下着 上着 2~3枚 オムツ 7~8枚 エプロン 2枚 ハンドタオル 2枚	下着 上着 2~3枚 ハンドタオル 2枚
○フェイスタオル 1枚	○フェイスタオル 1枚
○ポリ袋(汚れ物入れ用) 2枚	○ポリ袋(汚れ物入れ用) 2枚
○バスタオル 2枚 又は綿毛布(お昼寝用)	○バスタオル 2枚 又は綿毛布(お昼寝用)
○連絡票兼個人記録票	○連絡票兼個人記録票
○おしりナップ ○帽子	○お箸
	○帽子

- ※女児のスカート・上着のフード付き・タンクトップなどは、安全性・活動性を重視するため禁止
- ※持ち物にはすべて名前を記入して下さい(オムツ含む)
- ※薬はお預かりすることはできません。

## ■定員■

10名 ※一時預かり保育は緊急時以外、予約制となっております。  
 予約の電話は、9時~17時の間にお願いします。  
予約は利用日前日の午前中までにしてください。

## ■開室時間■

午前9時から午後5時

## ■休室日■

- (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日  
 (3) 年末年始 (4) その他 園長が開室は無理と判断した時

## ■その他■

予約の取り直し、または遅れる場合は速やかに連絡してください。  
 高槻市東和町 56-1 TEL: 072-671-0331

※一時預かりに関する書類は当園ホームページでもダウンロードできます。http://www.f-garden.jp

## 《登園から降園までの流れ》

### 登園

事務所前にあります「来園者受付名簿」に氏名・来園時刻等を記入して下さい。  
その際に、事務員より保護者証をお渡しします。  
お迎えまで大切にお持ち下さい。



一時預りのお部屋（2階ローズマリー）に入室、お子様をお預け下さい。  
※お迎えの方が代わる場合は、園を出る際に保護者証を事務所に返却して下さい。



### お迎え

一時預りのお部屋（2階ローズマリー）にお子様を迎えに行って頂いてから、  
事務所にて利用料金をお支払い下さい。  
「来園者受付名簿」に退園時刻等を記入し、保護者証を返却して下さい。  
※登園時の方とお迎えの方が代わる場合は、先に事務所にて保護者証をもらって下さい。

- ◆園内では必ず保護者証を掛けて下さい。
- ◆園児のお迎えの方が変更される時は必ず保護者の方より電話にて申し出下さい。
- ◆紛失時には、再発行料実費（150円）を頂きますので、管理には気を付けて下さい。
- ◆警備員不在時は、インターホンを鳴らしてドア解錠されるまでお待ち下さい。

- ◇園を出られてから玄関前や芝生の広場にてお子さんと遊んでいる方、保護者同士でお話しされてる方、  
どうぞ事故・ケガのないようにご自身のお子さんから目を離さないようにお願いします。
- ◇車での送迎時は、敷地内の徐行、駐車場の位置など再度注意して下さい。  
車両事故などのトラブルは、当園又はローズマリーも一切の責任を負いません。

## 《『気象警報発令時』の保育について》

### ■ 暴風警報・大雨警報・洪水警報について ■

7時現在、高槻市に暴風警報・大雨警報・洪水警報が発令されている場合には、登園は見合わせ、自宅待機してください。

※暴風警報・大雨警報・洪水警報が解除された場合は、一度園にお問合せください。

(解除時間により一時預り保育をお受けできない場合もあります)

※保育時間中に暴風警報・大雨警報・洪水警報が発令された場合は、お迎えをお願いします。

(ただし、園がお迎えに来ていただくのを、危険と判断する場合は、待機になることがあります)

また、お迎えの後に警報が解除となった場合も臨時休園となります。

※注意報の場合は平常通りの登園になりますが、強風や側溝、河川の増水にはくれぐれもご注意ください。

※避難準備情報等が発令された時については、お迎えをお願いする場合があります。又、高槻市のハザードマップで洪水浸水の想定区域等に指定されているため、公的機関(気象庁、国土交通省等)の情報のもと、『臨時休園』や降園をお願いすることもあります。

※台風の時を含め、暴風警報・大雨警報・洪水警報が発令されている場合、以上の事項で対応していただきますよう、また、くれぐれもお子様の安全についてご配慮くださいますようお願いいたします。

※地域により川や水路の増水により通行が危険な場合は、園に知らせ、登園を見合わせてください。

### □ ■ 特別警報について (平成25年8月30日より運用開始 気象庁) ■ □

高槻市に『特別警報』(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)が発令された場合、臨時休園にします。

- ・翌日の措置については園施設や通園路の状況により判断します。
- ・特別警報発令の場合は、避難勧告に従い避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとってください。

### □ ■ 地震(余震)発生時における安全対策について ■ □

#### ☆ 突発的な震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生したときの対応

- ・**登園前** →当園は臨時休園としますので、各家庭で安全確保に努めてください。
- ・**在園時** →当園は子どもを安全な場所へ避難誘導します。当園及び周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、保護者に引き渡すまで責任をもって保護・監督いたしますので、できる限り、速やかに迎えにきてください。

#### ☆ 震度5未満の地震(余震)が発生したとき

当園及び地域の被害状況により、子どもの安全確保の上から臨時休園の措置をとることがあります。地震では予期できない事態が発生することがあります。各ご家庭で状況は判断し、安全確保に努めてください。

☆災害後の保育受け入れについては、建物の安全が確保され、保育を実施するために必要な電気、ガス、水道などのライフラインの状況、給食食材等が搬入されるかなどを総合的に判断して決定します。

**※緊急時は、連絡先にお知らせしますので連絡が取りやすいようにしておいてください。**